

米国国立公文書館を視察して得られたもの

内田 俊一

1. 我が国ではきわめて地味な施策分野とされている公文書管理に対して、膨大な予算と人員を投入することになぜ米国国民の合意が得られているのかということが最大の疑問であったが、公文書館本館の展示にその答えがあると思われた。

- 公文書館本館の中心をなす展示品は、「独立宣言」、「アメリカ合衆国憲法」、「権利章典」であったが、1775年に誕生したこの国は、まさに、この三点の文書とそこで表明された理念・意志があって初めて成立した国家であり、公文書の管理が国の成り立ちの根幹を支える重要な行政分野であることは、米国国民にとっては疑う余地のないものということではないか。
- さらに、これらの展示を通じて、崇高な理念・意志を持って成立した祖国への誇りを再確認し、これからの国作りに自分自身も参加するという意志を育てるという意図が明確であった。公文書の管理は、過去を保存することだけでなく、これからの国作りを進めるための重要なそして積極的な意味を持つ施策分野だと考えられているということであろう。
- 我が国においても、近代国家として独立を貫く基盤となった文書である明治憲法、また、民主国家、平和国家としての現在のこの国を作り上げる基盤となった日本国憲法などの文書がある。
- 公文書管理は国の成り立ちの根幹を支える施策分野であることについて、我が国においても国民の明確な認識を作り上げていくことが、もっとも基本的かつ重要な課題であるといえよう。

2. 膨大な予算と人員をこの分野に投入しているが、その半分は展示機能の展開、維持に投入されていることがわかった。

- 公文書館の責任者は、公文書の管理が国民の知る権利を現在および将来の国民に保証するという理念に基づいていると明言しており、そうである以上、展示機能に十分な予算と人員を割くことは当然のことという認識であろう。
- 公文書の管理についてのこの理念は、我が国の「公文書などの管理に関する法律」第一条でも明記されている。展示機能の抜本的な拡充はこの法律に基づく我が国の公文書管理行政にとって、当然のかつ、急がれる取り組み課題であるといえよう。